

産業廃棄物処理施設設置許可取消、改善命令、使用停止命令一覧（令和元年 8 月 23 日時点）

年	月	処分内容	処分理由	処分対象者	備考
H27	1	施設設置許可の取消し(安定型最終処分場)	<p>法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号(法第 15 条の 2 の 7 に基づく改善命令違反)に該当</p> <p>・平成 26 年 7 月 15 日付で発令された法第 15 条の 2 の 7 に基づく改善命令に示された履行期限までに維持管理基準にかかる改善を履行せず、また工事着手期限までに工事に着手せず、もって当該改善命令を履行しなかった。</p>	株式会社 ホクリク	—
R1	8	改善命令	<p>法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号、法第 15 条の 2 の 3 第 1 項違反に該当</p> <p>・事業者が設置した敦賀市山中の処分場について、堰堤が損壊し、雨水等排出設備が機能していないことなどを確認した。また、事業者が処分場の点検や水質検査等を行っていなかったことを確認した。これらは構造基準および維持管理基準の違反にあたるため、改善命令を発令した。</p> <p>着手期限：令和 2 年 1 月 16 日 履行期限：令和 2 年 10 月 2 日</p>	株式会社 ホクリク	—